平成２９年（フ）第１１５３号
大阪市城東区今福西５丁目３番10号　村林マンション301
債務者　水阪　和雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９４号
大阪市東住吉区矢田２丁目17番３－506号、前住所大阪府羽曳野市はびきの５丁目21番５号
債務者　田名部　昭
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０７号
大阪市淀川区宮原１丁目14番17号
債務者　宮里　元己
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１４号
大阪府豊中市春日町４－10－９－302号、住民票上の住所大阪府豊中市旭丘９番１－309号
債務者　板本　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４０号
大阪府門真市大字桑才111番地の１プレイス桑才103号
債務者　里　　末雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８３号
大阪府東大阪市水走３丁目６番１号グランピア吉田203号
債務者　髙山　典子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８４号
大阪府豊中市名神口３丁目９番５－301号
債務者　田口ヤス代
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８６号
大阪市西成区南開２丁目５番１－304号
債務者　吉川小百合
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８８号
大阪府守口市大日東町11番１－904号
債務者　堀井　昌子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９４号
大阪市鶴見区鶴見３丁目11番28号
債務者　樫本　勝利
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０号
岡山県津山市椿高下61番地、住民票上の住所岡山県津山市椿高下25番地５
債務者　中原　與法
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１０号
長崎県五島市下崎山町120番地５
債務者　入口佳寿夫
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第１６号
香川県仲多度郡多度津町桜川１丁目２番23号グランドスクエア多度津101号
債務者　和泉　初美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３３号
香川県善通寺市木徳町561番地４
債務者　山下　広幸
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３６号
香川県善通寺市原田町533番地３　ゴールデンハイツＢ－101
債務者　丸山奈津子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３８号
香川県善通寺市与北町1910番地４　シティハイムマスダ105号
債務者　岸井　貴洋
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４９号
千葉市稲毛区宮野木町984番地４　ワコーレ稲毛ガーデン参番館102号
債務者　小川　亮一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係